

はしがき

本書はその着想を、ドイツの Definitions-kalender 等と呼ばれる形態の書物に負っている。「定義表」とでも訳すべきであろうか。主として司法試験受験生を読者として想定して、各法分野の重要概念の判例、学説による定義を各概念のアルファベット順に列挙するだけで、編・著者独自の評価や理論的分析、解説を省いた、しかし、それ故、必要に応じて辞書を引くような趣で軽快に用いることができる学習書である。本書の構想のベースをなすもう一つの書物が中山研一著『アブストラクト注釈刑法（第三版）』（成文堂）である。こちらは、刑法の条文毎にその解釈の現状を（意見の対立も含めて）判例および学説の極めて簡潔な要約を列挙することによって示したものである。こちらでも著者独自の見解を示すことは控えられている。いずれの書物もつまりは、通用している解釈を事実として記述することに自己限定し、読者の思考に素材を提供するのみで、これに影響を与えようとしないドライな態度を貫いている。本書はこれに倣うべく編まれた。

ただ、辞典的に50音順に配列した場合、これを使いこなすには、概念自体は既に知っていることが前提となる。法典の条文配列に従うときは、これを「辞書を引く」ような形で使うには、おおむね何条あたりに目指す概念が使われているか、同一概念がどの条項にまたがって使われているか等を知っている必要があり、いずれもある程度学習が進んだ読者を対象とすることになる。筆者がこれらの書物を使って最も便宜を感じたのは主として大学院生時代であるが、それはまさしくそうした時期の学習者の需要に沿う形式であるからこそであると言えよう。本書は、これらの書物の、自己主張をせず、理論的分析を示さないう態度に倣って簡便な使い勝手を確保しながら、50音順でも条文順でもなく、犯罪類型毎のいわば体系的配列を採用した上で、これらの書物に比して多くの具体例（判例の要約）を記述し、各々の犯罪類型全体を見渡す部分と最小限の解説を追加することによって、初学者が最初の知識を獲得することも可能にすることを目指したものである。

もちろん、本書がそうしたある意味「欲張りな」狙い通りの効果を発揮することができるか否かは、偏に読者による受容の程度と態様にかかっている。また、要約の濃淡も項目毎に、また担当執筆者毎に一定とは言えないことも自覚している。それぞれの執筆者による必要性の判断に従った結果であるが、違和感を来すに終わっていないかを慮れるところである。江湖の批判を得て修正する機会を持つことができればと考えている。

本書が成るにあたっては法律文化社の梶原有美子さんに一方ならぬ形でお世話になった。記して謝する。

2021年2月22日「猫の日」に

執筆者を代表して

葛原 力三